

【表紙】

【提出書類】	内部統制報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の4第1項
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	平成22年6月30日
【会社名】	株式会社コムューチュア
【英訳名】	Commuture Corp.
【代表者の役職氏名】	取締役社長 高江洲 文雄
【最高財務責任者の役職氏名】	該当事項なし
【本店の所在の場所】	大阪市西区江戸堀三丁目3番15号
【縦覧に供する場所】	株式会社コムューチュア 東京本社 (東京都品川区西五反田2丁目23番2号) 株式会社コムューチュア 兵庫支店 (神戸市西区玉津町高津橋5番地の3) 株式会社コムューチュア 京都支店 (京都市右京区西院東中水町8番1) 株式会社コムューチュア 神奈川支店 (横浜市港南区上大岡西1丁目13番8号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) 株式会社大阪証券取引所 (大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

1【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

取締役社長高江洲文雄は、当社及び連結子会社における財務報告に係る内部統制の整備及び運用に係る責任を有しており、「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の設定について（意見書）」（企業会計審議会 平成19年2月15日）に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して、財務報告に係る内部統制を整備及び運用している。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものである。このため、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全に防止または発見することができない可能性がある。

2【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

財務報告に係る内部統制の評価は、当事業年度末日である平成22年3月31日を基準日として実施した。評価に当たっては、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価基準に準拠した。

当評価においては、財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制（全社的な内部統制）及び決算・財務報告に係る業務プロセスのうち全社的な観点から評価することが適切と考えられるものについては、当社及び全ての連結子会社を評価範囲としている。なお、当期中に解散を決議した連結子会社並びに非連結子会社及び関連会社については、金額的及び質的に与える影響が小さいため、評価範囲に含めないものとした。評価対象となる内部統制全体を理解及び分析した上で、関連証憑の閲覧・質問等の手続を実施することにより、内部統制の整備及び運用状況並びにその状況が業務プロセスに係る内部統制に及ぼす影響の程度について評価した。

業務プロセスに係る内部統制の評価範囲については、連結売上高に占める各事業拠点の売上高の金額の高い拠点から合算していき、概ね2 / 3程度の範囲に含まれる事業拠点を評価すべき重要な事業拠点とした。選定した重要な事業拠点においては、事業目的に大きく関わる勘定科目である売上高、売掛金、棚卸資産に至る業務プロセスを評価すべき重要な業務プロセスとして選定した。また、見積りや予測に伴う重要な勘定科目に係る業務プロセスを財務報告への影響を勘案して評価対象に追加している。評価対象となる業務プロセスについては、統制状況を整理・記録した文書に基づき関連証憑の閲覧・質問等を通して内部統制の整備状況を評価するとともに、それぞれのプロセスを分析した上で、統制上の要点を選定し、サンプルベースでの関連証憑の閲覧等により、内部統制の運用状況を評価した。

3【評価結果に関する事項】

上記の評価の結果、平成22年3月31日現在における財務報告に係る内部統制は有効であると判断した。

4【付記事項】

該当事項なし

5【特記事項】

該当事項なし